

職業能力開発推進者

選任
変更
解任

調べ

受付 印	
---------	--

職業能力開発促進法第12条の規定による職業能力開発推進者の選任（変更・解任）について、次のとおりである。

平成 年 月 日

① 雇用保険適用事業所番号																
フリガナ																
② 事業所の名称	代表者氏名 (印)															
③ 事業所の所在地	郵便番号 〒 所在地 電話番号 ()															
④ 企業の主な事業内容																
⑤ 企業の資本金の額	円															
⑥ 企業全体で常時雇用する労働者数	人															
⑦ 当該事業所で常時雇用する労働者数	人 (雇用保険適用事業所単位)															
⑧ 職業能力開発推進者役職・氏名	役職名 フリガナ 氏名 (全 人) 電話番号 () F A X () e-mail															
⑨ 選任基準 (該当する番号に○)	1 事業所単独選任 2 本社選任 3 共同選任 (原則は事業所単独選任。複数の雇用保険適用事業所の推進者を兼ねる場合は本社選任又は共同選任)															
⑩ 産業分類 (該当する記号に○)	A 農業、林業 B 漁業 C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業 (他に分類されないもの) S 公務 (他に分類されるものを除く) T 分類不能の産業															
⑪ 企業規模 (該当する記号に○)	A 大企業 B 中小企業 中小企業の範囲は、以下の表に該当するものをいう。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金の額</th> <th>労働者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業 (飲食店を含む)</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資本金の額	労働者数	小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	その他の業種	3億円以下	300人以下
区分	資本金の額	労働者数														
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下														
卸売業	1億円以下	100人以下														
サービス業	5,000万円以下	100人以下														
その他の業種	3億円以下	300人以下														
⑫ その他 (変更の場合は、変更箇所の番号の記入をお願いします。)																

- (注意) 1. 「解任」とは、事業所の廃止又は統合もしくは選任基準の変更により、当該事業所において推進者を選任しなくなった場合をいいます。
2. 一つの事業所に職業能力開発推進者が2人以上選任されている場合には、職業能力開発サービスセンター等との連絡に関する業務を相当する推進者の方をご記入下さい。
3. 推進者全員の人数を (全 人) に記入して下さい。(1人の場合は1と記入して下さい。)
4. 本社選任の場合は、支店、出張所等を、共同選任の場合は、共同事業所等を裏面に記入又は同様の様式 (用紙の大きさ、文字の大きさは問いません。) で作成したものを添付して下さい。
5. 「企業全体で常時雇用する労働者数」とは、推進者が所属する企業の本社・支店・事業所等の合計労働者数をいいます。
6. 当該様式に記載された情報については、厚生労働省へ提出され、個人情報保護法に基づき、職業能力開発支援に必要な範囲内で厚生労働省・職業能力開発サービスセンターなどに置いて利用させていただく場合があります。